

原告（反訴被告） 東郷ゆう子こと角本祐子

被告（反訴原告） 滯民主工商会

## 第Ⅰ準備書面

2024年1月31日

神戸地方裁判所第6民事部3B係 御中

被告訴讼代理人弁護士西田雅年

同

弁護士ハ木和也



原告の解雇理由について、以下のとおり補充する。

### 第Ⅰ 欠勤、遅刻、早退を繰り返したこと

#### | 被告における定時及び休日について

被告は、商工会規約18条（乙11）にもとづき服務規程を置き、原告を含め、入社時に事務局長より説明していたところ（乙12）、定時及び休日については、以下のとおりであった。

定時 午前9時～午後5時まで（休憩は正午より午後1時まで）

休日 土日祝日、年末年始（12月29日から翌年1月4日）

夏季休暇 8月中旬に5日間

但し、災害または業務上の都合などやむを得ない事由があるときは、土・日・祝祭日に服務に就くことがあり、この場合は事務

局長に届け出て、代休をとることができる。

## 2 2021年の原告出勤状況

被告における2021年の年間出勤カレンダーは乙13の通りであった（但し、コロナ濃厚接触による臨時公休 3月 29日、30日、31日を含む）。

そして、同年の原告の出勤状況は、乙14の通りであった。なお、乙14の作成にあたっては、原告のタイムカード（乙15）を参照した。ただし、後述のとおり、原告は服務規程に背き、頻繁にタイムカードを打刻しておらず、虚偽の時間を手書きで記入することを繰り返していた。そこで、理由も記載せずに手書きで時間を記載したものは定刻には出退勤していなかったものと見做すこととし、理由を記載したものは定刻に出退勤したものと扱った。

1月 出勤日18日中、欠勤0日、遅刻4日、早退10日

2月 出勤日22日中、欠勤4日、遅刻4日、早退6日

3月 出勤日15日中、欠勤1日、遅刻2日、早退8日

4月 出勤日16日中、欠勤3日、遅刻0日、早退5日

5月 出勤日18日中、欠勤1日、遅刻1日、早退8日

6月 出勤日23日中、欠勤1日、遅刻1日、早退9日

7月 出勤日18日中、欠勤2日、遅刻1日、早退8日

8月 出勤日17日中、欠勤3日、遅刻0日、早退3日

9月 出勤日19日中、欠勤2日、遅刻3日、早退9日

10月 出勤日21日中、欠勤1日、遅刻1日、早退11日

11月 出勤日19日中、欠勤0日、遅刻0日、早退5日

12月 出勤日20日中、欠勤2日、遅刻2日、早退6日

以上の通り、原告は、同年10月、役員らから欠勤や特に早退があまりに多いことに注意を受けた。

しかしながら、原告の出勤状況は、同年11月にはやや改善したが、同年12月にはほぼ元通りとなり、月の出勤日の半分以上は欠勤、遅刻、早退のいずれかをしてしまう状態が続いた。

### 3 2022年の原告の出勤状況

被告における2022年の年間出勤カレンダーは乙16の通りであった（但し、コロナ感染による臨時公休7月19日乃至28日も含む）。そして、同年的原告の出勤状況は、乙17の通りであった。

1月 出勤日19日中、欠勤0日、遅刻2日、早退2日

2月 出勤日22日中、欠勤0日、遅刻4日、早退4日

3月 出勤日19日中、欠勤0日、遅刻1日、早退0日

4月 出勤日20日中、欠勤3日、遅刻2日、早退2日

5月 出勤日18日中、欠勤3日、遅刻2日、早退5日

6月 出勤日23日中、欠勤3日、遅刻1日、早退3日

7月 出勤日12日中、欠勤0日、遅刻0日、早退4日

8月 出勤日18日中、欠勤1日、遅刻2日、早退7日

9月 出勤日24日中、欠勤1日、遅刻7日、早退5日

10月 出勤日20日中、欠勤0日、遅刻0日、早退3日

11月 出勤日22日中、欠勤1日、遅刻4日、早退5日

12月 出勤日19日中、欠勤1日、遅刻1日、早退3日

原告は、同年になっても勤怠を順守することはできず、欠勤、遅刻、早退を繰り返した。

## 第2 タイムカードの記入漏れ及び虚偽記入を繰り返したこと

1 被告は、上記服務規程第12条でもって、「出勤・退勤時に事務局員はタイムカードを打診すること及び事務局活動上やむを得ずに戻れない場合は直帰する旨を事務所に連絡し、翌日、タイムカードに手書きで勤務終了時間を書き込み、事務所に戻れなかった理由を必ず書くこと」と定めていた。

実際の運用としては、上記規定を前提に、被告事務員は月末に当月の勤怠の記録として自らのタイムカードを事務局長に提出する運用となっていた。

2 しかるに、原告は頻繁にタイムカードの打刻を怠り、また早退しているのに手書きで定刻に退勤したなどと記入するなど、勤怠記録の記入義務を怠った。

3 たとえば、2021年1月でみれば、5日、7日、8日、10日、22日など、手書きでの記入となっているにもかかわらず、その理由も記載がないばかりか、実際の出退勤時間を偽って記入している。

乙18は、被告事務局で利用しているグループラインの2021年1月22日付のものであるが、原告は同日15時51分に早退の連絡をいれている。しかるに、後日原告が手書きで記入したタイムカード上の退勤時間は「17：00」となっていた。

4 また、2021年4月20日の同ラインでは（乙19）、ノロウイルスか腸風邪にかかるて嘔吐を繰り返し、38.5度の熱が出たと述べ、休むとラインし、休んだ。

さらに、同月21日も同ラインにて（乙20）、やはりウイルス性胃腸炎だと伝え、本日も休むとの連絡をし、休んだ。

さらに、同月22日の同ラインでも、原告は本日も休むとの連絡をいれ、実際に休んでいた（乙21）。

しかるに、タイムカード上は20日も21日も22日も定時出勤し、定時退社したことになっていた（乙15）。

5 また、2021年7月7日の同ラインでは、原告は休むとの連絡をいれ（乙22）、実際に休んだ。

しかるに、タイムカード上では、同日は定時出勤、定時退社したこととなっていた。

6 さらに、2021年9月20日、原告は同ラインへ原告の義父が依存症専門病院に入院することになったので明日は付き添いのために休むと投稿し（乙23）、実際に同月21日は休んだ。

しかるに、タイムカード上では、同日は8時55分に出勤し、17時に退社したことになっていた（乙15）。

7 以上の偽記入は、ラインでの報告が残存していたために判明したもののみであり、実態としては、その数倍もの出退勤記録の偽記入が存在していたはずである。

8 勤怠記録への正確な記入は、労働者にとって極めて重要かつ基本

的な契約上の義務であるはずのところ、以上のとおり、原告は何度も何度も勤怠の記録を偽り、嘘の記入を繰り返していた。

### 第3 コロナによる出勤停止期間中に、外出してスロットへ配偶者と出かけていたこと

1 原告は、2021年3月下旬、コロナの濃厚接触者となり、保健所から同年3月30日から同年4月7日まで、自宅待機の指示を受けていた（乙24）。

2 しかるに、原告は同月30日、31日と連続で夫と外出し、スロットを打っていた。乙25は、同年3月30日から31日にかけての被告事務局員■氏と原告夫とのラインのやり取りであるが、以下の内容で、夫が原告と一緒に、両日ともスロットに出かけていると■氏へ伝えていた。

2021年3月30日(火)

夫 嫁が今日帰ってきたんですけど、シャバに出て来れたんで打ちに行きましたw

■ 嫁シャバくそわろww 二人でいってたん？

夫 今行ってますよ！僕はとりあえず在宅勤務なんで、仕事しますが 絆2打ちたいとかで後で合流します！ もちろん慶次

2021年3月31日(水)

■ 今日もいってるんかいw

夫 嫁に誘われて！とりあえず600枚！

■ 突破してて草w

3 以上のとおり、原告は、保健所からの待機の指示で被告での勤務を休んでおきながら、他方で夫と一緒にスロットへ打ちに行くといったことを連日行っていた。

#### 第4 被告の青年部及び成徳支部の引継ぎ関係について

被告においては、青年部、各支部が本部とは独立した会計で運営されており、各部の会計担当者が総会にて収支報告を行い、会員がその内容を確認する運用となっていた（乙30）

実際、原告が担当していた青年部においては、2021年11月12日に原告が、自ら作った予算報告書をもとに決算予算の報告をし（乙31）、前期繰越金が256,633円であることが青年部部長■■■■■に2）よって確認された（乙32）。

また、原告が担当した成徳支部においても、2022年6月23日に、原告自ら収支・決算の報告を行い（乙9）、前期繰越金が134,481円であることが同支部長■■■■■によって確認された（乙33）。

また引継ぎについても、同じく当部の会計担当者が前担当者から引き継ぎを受けるのみで、そこに本部は関与せず、次の担当者への引継ぎの際に帳簿と領収書を受け取って現金と照合し、次の担当者が確認する仕組みで運用されていた。

実際、原告による使途不明金が発覚したのは、原告が上記各部の会計を被告事務員■■■■■へ帳簿と領収書を添えて引き継いだ令和5年4月26日時点であった。

以上